

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の届出について

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定により、下記の事項について、令和 6 年 8 月 6 日に静岡県知事に届出を行いましたので、同法施行規則第 11 条第 2 項の規定により、説明会に代えて、本紙面及びインターネットによりお知らせ致します。

記

1 大規模小売店舗の設置する者

名 称 東海旅客鉄道株式会社
代表者 代表取締役 丹羽 俊介
住 所 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
名 称 静岡ターミナル開発株式会社
代表者 代表取締役 竹中 正俊
住 所 静岡市葵区黒金町 49 番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：沼津駅ビル・アントレ
所在地：沼津市大手町一丁目 7 番地 14 ほか

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
変更前	9 時	20 時
変更後	9 時	22 時

4 変更する年月日

令和 6 年 9 月 3 日

5 問い合わせ先

静岡ターミナル開発株式会社 沼津オフィス アントレ事業部
担当：柳内（やない）
〒410-0801 静岡県沼津市大手町一丁目 1 番 1 号
TEL 055-963-4141

6 掲示期間

令和 6 年 8 月 8 日 ～ 令和 6 年 12 月 7 日

7 インターネットのサイト

アントレホームページ <https://www.parche.co.jp/antre/>